

本事業は、岐阜県健康福祉部より委託を受け、株式会社エイチ・アイ・エス 法人営業本部 中部法人営業グループが実施しております。

令和8年5月吉日

(訪問看護ステーション)

岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金について

岐阜県では、医療機関等における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援することで、地域に必要な医療提供体制を確保することを目的に、下記のとおり補助金事業を実施します。

各事業者におかれましては、「令和8年度(令和7年度からの繰越分)医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」(以下「国実施要綱」という。)、
「岐阜県医療機関等賃上げ・物価上昇支援事業費補助金交付要綱」(以下「県交付要綱」という。)等をご確認のうえ、交付要件に該当する場合には、期日までに申請いただきますようお願いいたします。

記

※訪問看護ステーションについては、「賃上げ支援事業」のみ対象となります。
「物価支援事業」については対象外となりますので、以下は前者の事業に限定した内容としています。

1 補助金の概要(賃上げ支援事業)

【補助事業者】

補助事業者は、下記ア・イのいずれかに該当する施設(岐阜県内に所在し、健康保険法(大正11年法律第70号)上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。)(以下「対象施設」という。)を運営する個人又は法人

- ア 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている訪問看護ステーション
- イ 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する訪問看護ステーション

【補助率】

10/10

【基準額】

・訪問看護ステーション：228千円/1施設

【補助対象経費】

補助金の交付の対象となる経費は、対象訪問看護ステーションにおける対象職員の賃上げによる処遇改善に要する経費であって、以下のいずれかの賃金改善の内容を満たすもの。

- ① 原則として、令和7年12月から令和8年5月までの間に、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。
- ② 賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。
- ③ 本年3月までに①又は②による賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等のやむを得ない理由については各医療機関で整理）は、
 - ・ 本年4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年3月までの最大4か月分の一時金の支給と4～5月のベースアップ又は毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給を行う場合
 - ・ 本年4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給を行う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれること。※引き上げ後の基本給又は決まって毎月支払われる手当の水準を令和8年6月1日以降も維持・拡大すること。
- ④ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本補助金の交付額を充てること。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

※対象職員

対象訪問看護ステーションの開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。）であって、次に掲げる者以外であること。

- ・ 対象訪問看護ステーションの管理者
- ・ 対象訪問看護ステーションを開設する法人の理事長
- ・ 対象訪問看護ステーションを運営する個人事業主

※その他

本制度は、賃金改善の方法等が非常に複雑です。補助要件等の詳細について、国実施要綱、県交付要綱等を必ず確認し、申請してください。

【留意事項】

本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみに賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。

その上で、医療機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。

なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合（※）、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（※）現時点でベースアップ評価料の対象とすることが検討されている職種

- ・ 事務職員
- ・ 40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師
（40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師・薬局の勤務薬剤師は、現在のベースアップ評価料の対象になっておらず、現時点で対象に含めることは検討されていない。）

2 申請受付期間

- ・ 交付申請兼実績報告

令和8年6月1日（月）から7月7日（火）まで

3 申請書類等

<全申請者が提出する必要がある書類>

- ・ 交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）
- ・ 申請施設内訳（別紙1）
- ・ 賃金改善報告書（別紙2）
- ・ 振込先口座の通帳の写し

<該当する申請者のみ提出する必要がある書類>

- ・ 【2.0%超部分算定シート】（別紙3） ※1
- ・ 委任状 ※2

※1：補助対象経費④の内容を含む場合は必要

※2：申請者と口座名義が異なる場合は必要

必要事項を記入・押印の上、原本を郵送してください。

4 申請書類等の提出方法、提出先について

- ・原則、オンライン申請フォームより申請してください。
(申請手順等の詳細についてもこちらに掲載しております。)
<https://jimukyoku-site.jp/gifu/iryokikanshien>
- ・オンライン申請フォームを利用できない場合は、郵送で申請を行ってください。
なお、郵送にあたっては、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。
- ・郵送での提出は、下記提出先までお願いいたします。

【申請書提出先】

住所：〒500-8799

岐阜中央郵便局留め

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等賃
上げ・物価上昇支援事業費補助金事務局

委託会社 株式会社エイチ・アイ・エス 宛

※本補助金は対象施設を運営する個人又は法人において申請していただきます。そのため、対象施設を複数有する法人におかれては、対象施設分をまとめて申請してください。

5 留意事項

- ・岐阜県公式ホームページにて、国実施要綱、県交付要綱、申請様式、申請方法等の詳細を掲載しておりますので、必ずご確認ください。



<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/477994.html>

二次元コード

6 本補助金に関する問い合わせ先

岐阜県医療機関等物価高騰対策支援金及び岐阜県医療機関等賃上げ・物価
上昇支援事業費補助金 事務局

住所：〒500-8842

岐阜市金町7-4 ゴールドタウンマームリング3階

株式会社エイチ・アイ・エス 法人営業本部

中部法人営業グループ内

電話：050-1750-8905 (コールセンター)

メール：gifuken-bukkakoutou@his-world.com